

新潟県条例第13号

新潟県立自然公園条例の一部を改正する条例

新潟県立自然公園条例（昭和43年新潟県条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には当該移動条等（以下「削除条等」という。）を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに削除条等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
新潟県立自然公園条例	新潟県立自然公園条例
目次	
<u>第1章 総則（第1条－第3条）</u>	
<u>第2章 指定、公園計画及び公園事業（第4条－第11条）</u>	
<u>第3章 保護及び利用（第12条－第18条）</u>	
<u>第3章の2 生態系維持回復事業（第18条の2－第18条の5）</u>	
<u>第3章の3 質の高い自然体験活動の促進のための措置（第18条の6－第18条の10）</u>	
<u>第3章の4 風景地保護協定及び公園管理団体（第18条の11－第18条の22）</u>	
<u>第4章 雑則（第19条－第22条）</u>	
<u>第5章 罰則（第23条－第28条）</u>	
附則	
（目的）	（目的）
第1条 この条例は、県内にある優れた自然の風景地を保護するとともに、 <u>その利用の増進を図ることにより、</u> 県民の保健、休養及び教化に資するとともに、 <u>生物の多様性の確保に寄与すること</u> を目的とする。	第1条 この条例は、県内にある優れた自然の風景地を保護するとともに、 <u>その利用の増進を図り、</u> もつて県民の保健、休養及び教化に資することを目的とする。
（定義）	（定義）
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 公園計画 県立自然公園（以下「自然公園」という。）の保護又は利用のための規制又は <u>事業</u> に関する計画をいう。	(2) 公園計画 県立自然公園（以下「自然公園」という。）の保護又は利用のための規制又は <u>施設</u> に関する計画をいう。
(3) (略)	(3) (略)
(4) <u>生態系維持回復事業</u> <u>公園計画に基づいて行う事業であつて、自然公園における生態系の維持又は回復を図るものをいう。</u>	

(公園計画)

第6条 (略)

- 2 公園計画は、自然公園ごとに、当該公園内の自然の風景地の保護とその適正な利用を図るための規制に関する事項、公園事業に関する事項その他必要な事項について定めるものとする。
- 3 知事は、必要があると認めるときは、公園計画において、質の高い自然体験活動の促進に関する基本的な事項を定めることができる。
- 4 知事は、公園計画を決定したときは、その概要を告示し、かつ、その公園計画を一般の閲覧に供しなければならない。

(公園計画の廃止及び変更)

第7条 (略)

- 2 前条第4項の規定は、公園計画の廃止又は変更について準用する。

(協議会による公園計画の変更の提案)

- 第7条の2** 第8条の7第1項に規定する協議会は第8条の8第1項に規定する利用拠点整備改善計画について、第18条の6第1項に規定する協議会は第18条の7第1項に規定する自然体験活動促進計画について、知事に対し、その作成のために必要な自然公園に関する公園計画の変更をすることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る公園計画の素案その他規則で定める書類を添付しなければならない。
- 2 知事は、前項の規定による提案を踏まえた公園計画の変更をする必要がないと判断したときは、その旨及びその理由を当該提案をした協議会に通知しなければならない。

(公園事業の決定)

第7条の3 公園事業は、知事が決定する。

- 2 知事は、公園事業を決定したときは、その概要を告示しなければならない。
- 3 前項の規定は、知事が行う公園事業の廃止又は変更について準用する。

(協議会による公園事業の決定等の提案)

- 第7条の4** 第8条の7第1項に規定する協議会は、知事に対し、第8条の8第1項に規定する利用拠点整備改善計画の作成のために必要な公園事業の決定又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る公園事業の素案その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(公園計画及び公園事業の決定)

第6条 (略)

- 2 公園事業は、知事が決定する。

- 3 知事は、公園計画又は公園事業を決定したときは、その概要を告示しなければならない。

(公園計画及び公園事業の廃止及び変更)

第7条 (略)

- 2 公園事業の廃止又は変更は、知事が決定する。
- 3 前条第3項の規定は、公園計画及び公園事業の廃止及び変更について準用する。

2 知事は、前項の規定による提案を踏まえた公園事業の決定又は変更をする必要がないと判断したときは、その旨及びその理由を当該提案をした協議会に通知しなければならない。

(公園事業の執行)

第8条 公園事業は、県が執行する。

2 県以外の地方公共団体（以下「公共団体」という。）は、規則で定めるところにより、知事に協議して、公園事業の一部を執行することができる。

3 県及び公共団体以外の者は、規則で定めるところにより、知事の認可を受けて、公園事業の一部を執行することができる。

4 第2項の協議を行おうとする者又は前項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した協議書又は申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

(2) 第2条第3号に規定する規則で定める施設(以下この条において「公園施設」という。)の種類

(3) 公園施設の位置

(4) 公園施設の規模

(5) 公園施設の管理又は経営の方法

(6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

5 前項の協議書又は申請書には、公園施設の位置を示す図面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

6 第2項の協議をした者又は第3項の認可を受けた者（以下「公園事業者」という。）は、第4項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、公共団体にあつては知事に協議しなければならないが、県及び公共団体以外の者にあつては知事の認可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

7 前項の協議をしようとする者又は同項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、変更に係る事項を記載した協議書又は申請書を知事に提出しなければならない。

8 第5項の規定は、前項の協議書又は申請書について準用する。

9 公園事業者は、第6項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

10 第3項又は第6項の認可には、自然公園の保護又は利用のために必要な限度において、条件を付することができる。

(公園事業の執行)

第8条 公園事業は、県、県以外の地方公共団体（以下「公共団体」という。）並びに県及び公共団体以外の者が執行する。

2 公共団体が公園事業を執行しようとするときは、あらかじめ知事に協議しなければならない。

3 県及び公共団体以外の者が公園事業を執行しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

4 前2項の規定による協議及び承認の手續並びにその協議又は承認を受けて行なう公園事業の執行に関して必要な事項は、規則で定める。

(改善命令)

第8条の2 知事は、公園事業の適正な執行を確保するため必要があると認めるときは、前条第3項の認可を受けた者に対し、当該公園事業に係る施設の改善その他の当該公園事業の執行を改善するために必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

(承継)

第8条の3 公園事業者（第8条第3項の認可を受けた者に限る。）が県及び公共団体以外の者にその公園事業の全部を譲渡する場合において、譲渡人及び譲受人があらかじめその譲渡及び譲受けについて知事の承認を受けたときは、譲受人は、譲渡人に係る公園事業者の地位を承継する。

2 公園事業者である法人が合併（公園事業者である法人と公園事業者でない法人の合併であつて、公園事業者である法人が存続するものを除く。）又は分割（その公園事業の全部を承継させるものに限る。）をした場合において、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割によりその公園事業の全部を承継する法人（以下この項において「合併法人等」という。）が公共団体である場合にあつては知事に協議したとき、合併法人等が県及び公共団体以外の法人である場合にあつては知事の承認を受けたときは、当該合併法人等は、当該公園事業者の地位を承継する。

3 公園事業者が死亡した場合において、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意によりその公園事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この条において同じ。）がその公園事業を引き続き行おうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後60日以内に知事に申請して、その承認を受けなければならない。

4 相続人が前項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその承認を受ける日又は承認をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人に対してした第8条第3項の認可は、その相続人に対してしたものとみなす。

5 第3項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る公園事業者の地位を承継する。

(公園事業の休廃止)

第8条の4 公園事業者は、公園事業の全部若しくは一部を休止し、又は廃止しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならない。

(認可の失効及び取消し等)

第8条の5 公園事業として行う事業が他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必

要とするものである場合において、その処分が取り消されたとき、その他その効力が失われたときは、当該事業に係る第8条第3項の認可は、その効力を失う。

2 前項の規定により第8条第3項の認可が失効したときは、当該認可が失効した者は、その日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

3 知事は、第8条第3項の認可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の認可を取り消すことができる。

(1) 第8条第6項若しくは第9項又は前条の規定に違反したとき。

(2) 第8条第10項の規定により同条第3項又は第6項の認可に付された条件に違反したとき。

(3) 第8条の2の規定による命令に違反したとき。

(4) 偽りその他不正の手段により第8条第3項又は第6項の認可を受けたとき。

(原状回復命令等)

第8条の6 知事は、第8条第3項の認可を受けた者がその公園事業を廃止した場合、同項の認可が失効した場合又は同項の認可を取り消した場合において、自然公園の保護のために必要があると認めるときは、当該廃止した者、当該認可が失効した者又は当該認可を取り消された者に対して、相当の期限を定めて、その保護のために必要な限度において、原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

2 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下この条において「原状回復等」という。）を命じようとする場合において、過失がなくて当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、知事は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、知事又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。

3 前項の規定により原状回復等を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(協議会)

第8条の7 自然公園の区域をその区域に含む市町村は、単独で又は共同して、当該自然公園の区域内における第17条第1項に規定する集団施設地区その他の公園の利用のための拠点（以下「利用拠

点」という。)となる区域(以下「利用拠点区域」という。)について、公園事業に係る施設の整備改善を中心とした当該利用拠点の質の向上のための整備改善に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。

2 前項に規定する協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 当該市町村

(2) 当該利用拠点区域内において公園事業を執行し、又は執行すると見込まれる者

(3) 当該利用拠点区域内の施設、土地又は木竹であつて利用拠点の整備改善に関する事業(以下「利用拠点整備改善事業」という。)に係るものの所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者

(4) その他当該市町村が必要と認める者

3 当該自然公園の区域内において公園事業を執行し、又は執行しようとする者は、当該公園事業に係る施設の整備改善を含む地域における利用拠点の質の向上のための整備改善に関して協議を行う協議会が組織されていない場合にあつては、市町村に対して、第1項に規定する協議会を組織するよう要請することができる。

4 市町村は、第1項の規定により協議会を組織したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

5 当該利用拠点区域内において公園事業を執行し、又は執行しようとする者及び第2項第3号に掲げる者であつて第1項に規定する協議会の構成員でないものは、同項の規定により協議会を組織する市町村に対して、自己を当該協議会の構成員として加えるよう申し出ることができる。

6 前項の規定による申出を受けた市町村は、正当な理由がない限り、当該申出に応じなければならない。

7 第1項に規定する協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

8 第1項に規定する協議会において協議が調つた事項については、当該協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

9 前各項に定めるもののほか、第1項に規定する協議会の運営に関し必要な事項は、当該協議会が定める。

(利用拠点整備改善計画の認定)

第8条の8 前条第1項に規定する協議会において、公園計画に基づき、規則で定めるところにより、当該協議会の構成員である市町村の区域内の自然公園の区域内における利用拠点区域について、公

園事業に係る施設の整備改善を中心とした利用拠点の質の向上のための整備改善に関する計画（以下「利用拠点整備改善計画」という。）を作成したときは、当該協議会の構成員である市町村及び当該利用拠点整備改善計画に記載された利用拠点整備改善事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を申請することができる。

2 利用拠点整備改善計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 利用拠点整備改善計画の区域（以下この条において「計画区域」という。）

(2) 計画区域における利用拠点の質の向上のための整備改善に関する基本的な方針

(3) 利用拠点整備改善計画の目標

(4) 前号の目標を達成するために行う利用拠点整備改善事業の内容、実施主体及び実施時期

(5) 第8条第2項の協議又は同条第3項の認可を要する利用拠点整備改善事業にあつては、同条第4項各号に掲げる事項

(6) 第8条第6項の協議若しくは認可又は同条第9項の規定による届出を要する利用拠点整備改善事業にあつては、同条第4項各号に掲げる事項のうち変更に係るもの

(7) 計画期間

(8) その他規則で定める事項

3 利用拠点整備改善計画は、景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項に規定する景観計画に適合するものでなければならない。

4 知事は、第1項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る利用拠点整備改善計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

(1) 公園計画に照らして適切なものであること。

(2) 当該利用拠点整備改善計画の実施が計画区域における利用拠点の質の向上に寄与するものであると認められること。

(3) 当該自然公園の保護に支障を及ぼすおそれがないものであること。

(4) 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

5 知事は、当該自然公園の保護又は利用のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、前項の認定に条件を付し、及びこれを変更することができる。

6 知事は、第4項の認定をしたときは、規則で定めるところにより、当該認定に係る利用拠点整備改善計画の概要を公表しなければならない。

（認定を受けた利用拠点整備改善計画の変更）

第8条の9 前条第4項の認定を受けた利用拠点整備改善計画の変更をしようとするときは、第8条

の7第1項に規定する協議会において当該変更に係る利用拠点整備改善計画を作成し、当該協議会の構成員である市町村及び当該利用拠点整備改善計画に記載された利用拠点整備改善事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前条第4項の認定（前項の変更の認定を含む。次条第1項及び第8条の11において同じ。）を受けた者は、前項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

3 前条第4項から第6項までの規定は、第1項の変更の認定について準用する。

（認定の取消し）

第8条の10 知事は、第8条の8第4項の認定を受けた利用拠点整備改善計画（変更があつたときは、その変更後のもの。次条において同じ。）が同項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公表するものとする。

（公園事業に関する特例）

第8条の11 利用拠点整備改善事業を実施しようとする者が、その利用拠点整備改善計画について第8条の8第4項の認定を受けたときは、当該認定を受けた利用拠点整備改善計画に記載された利用拠点整備改善事業のうち、第8条第2項若しくは第6項の協議をし、同条第3項若しくは第6項の認可を受け、又は同条第9項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により協議をし、認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

（報告徴収及び立入検査）

第8条の12 知事は、第8条第3項の認可を受けた者に対し、第7条の3から前条までの規定の施行に必要な限度において、その公園事業の執行状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、その公園事業に係る施設に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 知事は、第7条の3から前条までの規定の施行に必要な限度において、第8条の8第4項の認定（第8条の9第1項の変更の認定を含む。）を受けた者に対し、当該認定を受けた利用拠点整備改善計画（変更があつたときは、その変更後のもの。以下「認定利用拠点整備改善計画」という。）の実施状況その他必要な事項に関し報告を求め、又は

その職員に、認定利用拠点整備改善計画に係る土地若しくは建物内に立ち入り、認定利用拠点整備改善計画に係る建物、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

3 前2項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(適用除外)

第11条 第8条から前条までの規定は、公園事業のうち国の機関の行う事業について、前2条の規定は、道路法(昭和27年法律第180号)による道路に係る事業及び他の法律又は条例にその執行に要する費用に関して別段の規定があるその他の事業については、適用しない。

(特別地域)

第12条 知事は、自然公園の風致を維持するため、公園計画に基づいて、その区域内に、特別地域を指定することができる。

2 (略)

3 特別地域内においては、次の各号に掲げる行為は、知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為又は第3号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図るために行うものは、この限りでない。

(1)・(2) (略)

(3) 知事が指定する区域内において木竹を損傷すること。

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(12) 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない植物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。

(13) (略)

(適用除外)

第11条 前3条の規定は、公園事業のうち国の機関の行う事業について、前2条の規定は、道路法(昭和27年法律第180号)による道路に係る事業及び他の法律又は条例にその執行に要する費用に関して別段の規定があるその他の事業については、適用しない。

(特別地域)

第12条 知事は、自然公園の風景を維持するため、公園計画に基づいて、その区域内に、特別地域を指定することができる。

2 (略)

3 特別地域内においては、次の各号に掲げる行為は、知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、当該特別地域が指定され、若しくはその区域が拡張された際既に着手していた行為(第5号に掲げる行為を除く。)若しくは同号に規定する湖沼若しくは湿原が指定された際既に着手していた同号に掲げる行為若しくは第7号に規定する物が定められた際既に着手していた同号に掲げる行為又は非常災害のために必要な応急措置として行う行為は、この限りでない。

(1)・(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(14) 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）。

(15) (略)

(16) (略)

(17) (略)

(18) (略)

4 前項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなつた時において既に当該行為に着手している者は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該行為をすることができる。この場合において、その者は、その規制されることとなつた日から起算して3月以内に、知事にその旨を届け出なければならない。

5 (略)

6 特別地域内において木竹の植栽又は家畜の放牧（第3項第12号又は第14号に掲げる行為に該当するものを除く。）をしようとする者は、10日前までに知事にその旨を届け出なければならない。

7 次に掲げる行為については、第3項から前項までの規定は、適用しない。

(1) 公園事業の執行又は認定利用拠点整備改善事業（認定利用拠点整備改善計画に係る利用拠点整備改善事業をいう。以下同じ。）として行う行為

(2) 認定生態系維持回復事業等（第18条の3第1項の規定により行われる生態系維持回復事業及び同条第2項の確認又は同条第3項の認定を受けた生態系維持回復事業をいう。以下同じ。）として行う行為

(3) 認定自然体験活動促進事業（第18条の9第1項に規定する認定自然体験活動促進計画に係る第18条の6第2項第2号に規定する自然体験活動促進事業をいう。以下同じ。）として行う行為

(4) 第18条の11第1項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第1号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第2号又は第3号に掲げる事項に従つて行うもの

(5) (略)

(普通地域)

第14条 (略)

2～6 (略)

7 次に掲げる行為については、第1項及び第2項の規定は、適用しない。

(1) 公園事業の執行又は認定利用拠点整備改善事

(12) (略)

(13) (略)

(14) (略)

(15) (略)

4 特別地域が指定され、若しくはその区域が拡張された際当該特別地域内において前項各号に掲げる行為（同項第5号に掲げる行為を除く。）又は同項第5号に規定する湖沼若しくは湿原が指定された際同号に規定する区域内において同号に掲げる行為若しくは同項第7号に規定する物が規則で定められた際同号に掲げる行為に着手している者は、その指定又は区域の拡張の日から起算して3月以内に、知事にその旨を届け出なければならない。

5 (略)

6 特別地域内において木竹を植栽し、又は家畜を放牧しようとする者は、10日前までに知事にその旨を届け出なければならない。

7 次に掲げる行為については、前4項の規定は、適用しない。

(1) 公園事業の執行として行う行為

(2) 第18条の2第1項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第1号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第2号又は第3号に掲げる事項に従つて行うもの

(3) (略)

(普通地域)

第14条 (略)

2～6 (略)

7 次に掲げる行為については、第1項及び第2項の規定は、適用しない。

(1) 公園事業の執行として行う行為

業として行う行為

(2) 認定生態系維持回復事業等として行う行為

(3) 認定自然体験活動促進事業として行う行為

(4) 第18条の11第1項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第1号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第2号又は第3号に掲げる事項に従つて行うもの

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(中止命令等)

第15条 知事は、自然公園の保護のために必要があると認めるときは、第12条第3項の規定、第13条の規定により許可に付された条件又は前条第2項の規定による処分に違反した者に対して、その保護のために必要な限度において、その行為の中止を命じ、又はこれらの者若しくはこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

2 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下この条において「原状回復等」という。）を命じようとする場合において、過失がなく当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、知事は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに原状回復等を行わないときは、知事又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。

3 前項の規定により原状回復等を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(報告徴収及び立入検査)

第16条 (略)

2 (略)

3 前項の規定による立入検査又は立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(利用のための規制)

第18条 自然公園の特別地域又は集団施設地区においては、何人も、みだりに次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1)・(2) (略)

(2) 第18条の2第1項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第1号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第2号又は第3号に掲げる事項に従つて行うもの

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(中止命令等)

第15条 知事は、自然公園の保護のために必要があると認めるときは、第12条第3項の規定、第13条の規定により許可に付せられた条件又は前条第2項の規定による処分に違反した者に対して、その保護のために必要な限度において、その行為の中止を命じ、又はこれらの者若しくはこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

2 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下「原状回復等」という。）を命じようとする場合において、過失がなく当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、知事は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに原状回復等を行わないときは、知事又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。

3 前項の規定により原状回復等を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(報告の徴収及び立入検査)

第16条 (略)

2 (略)

3 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(利用のための規制)

第18条 自然公園の特別地域又は集団施設地区においては、何人も、みだりに次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1)・(2) (略)

(3) 野生動物（鳥類又は哺乳類に属するものに限る。以下この号において同じ。）に餌を与えることその他の野生動物の生態に影響を及ぼす行為で規則で定めるものであつて、当該自然公園の利用に支障を及ぼすおそれのあるものを行うこと。

- 2 県の当該職員は、特別地域又は集団施設地区内において前項第2号又は第3号に掲げる行為をしている者があるときは、その行為をやめるべきことを指示することができる。
- 3 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

- 2 県の当該職員は、特別地域又は集団施設地区内において前項第2号に掲げる行為をしている者があるときは、その行為をやめるべきことを指示することができる。
- 3 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第3章の2 生態系維持回復事業

(生態系維持回復事業計画)

第18条の2 知事は、自然公園における生態系維持回復事業の適正かつ効果的な実施に資するため、公園計画に基づき、審議会の意見を聴いて、自然公園における生態系維持回復事業に関する計画（以下「生態系維持回復事業計画」という。）を定めることができる。

- 2 生態系維持回復事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 生態系維持回復事業の目標
 - (2) 生態系維持回復事業を行う区域
 - (3) 生態系維持回復事業の内容
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、生態系維持回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項
- 3 知事は、生態系維持回復事業計画を定めたときは、その概要を告示しなければならない。
- 4 知事は、生態系維持回復事業計画を廃止し、又は変更しようとするときは、審議会の意見を聴かななければならない。
- 5 第3項の規定は、知事が生態系維持回復事業計画を廃止し、又は変更したときについて準用する。

(生態系維持回復事業)

第18条の3 県は、自然公園内の自然の風景地の保護のため生態系の維持又は回復を図る必要があると認めるときは、自然公園における生態系維持回復事業計画に従つて生態系維持回復事業を行うものとする。

- 2 国及び公共団体は、規則で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について自然公園における生態系維持回復事業計画に適合する旨の知事の確認を受けて、当該生態系維持回復事業計画に従つてその生態系維持回復事業を行うことができる。

3 国、県及び公共団体以外の者は、規則で定めるところにより、その行う生態系維持回復事業について、その者がその生態系維持回復事業を適正かつ確実に実施することができ、及びその生態系維持回復事業が自然公園における生態系維持回復事業計画に適合する旨の知事の認定を受けて、当該生態系維持回復事業計画に従つてその生態系維持回復事業を行うことができる。

4 第2項の確認又は前項の認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

(2) 生態系維持回復事業を行う区域

(3) 生態系維持回復事業の内容

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

5 前項の申請書には、生態系維持回復事業を行う区域を示す図面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

6 第2項の確認又は第3項の認定を受けた者は、第4項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、国及び公共団体にあつては知事の確認を、国、県及び公共団体以外の者にあつては知事の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

7 前項の確認又は同項の認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

8 第5項の規定は、前項の申請書について準用する。

9 第2項の確認又は第3項の認定を受けた者は、第6項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(認定の取消し)

第18条の4 知事は、前条第3項の認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の認定を取り消すことができる。

(1) 自然公園における生態系維持回復事業計画に従つて生態系維持回復事業を行っていないと認めるとき。

(2) その生態系維持回復事業を適正かつ確実に行うことができなくなつたと認めるとき。

(3) 前条第6項又は第9項の規定に違反したとき。

(4) 次条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(5) 偽りその他の不正の手段により前条第3項又

は第6項の認定を受けたとき。

(報告徴収)

第18条の5 知事は、第18条の3第3項の認定を受けた者に対し、その生態系維持回復事業の実施状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

第3章の3 質の高い自然体験活動の促進のための措置

(協議会)

第18条の6 自然公園の区域をその区域に含む市町村は、単独で又は共同して、当該自然公園の区域について、質の高い自然体験活動の促進に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。

2 前項に規定する協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 当該市町村

(2) 当該自然公園の区域内において自然体験活動の促進に関する事業（以下「自然体験活動促進事業」という。）を実施し、又は実施すると見込まれる者

(3) 当該市町村の区域内の施設、土地又は木竹であつて自然体験活動促進事業に係るものの所有者、使用及び収益を目的とする権利を有する者又は管理者

(4) その他当該市町村が必要と認める者

3 第8条の7第3項から第9項までの規定は、第1項に規定する協議会について準用する。この場合において、同条第3項中「公園事業を執行し、又は執行しようとする者は、当該公園事業に係る施設の整備改善を含む地域における利用拠点の質の向上のための整備改善」とあるのは「自然体験活動促進事業を実施し、又は実施しようとする者は、当該自然体験活動促進事業を実施し、又は実施しようとする地域における質の高い自然体験活動の促進」と、同条第4項中「第1項」とあるのは「第18条の6第1項」と、同条第5項中「当該利用拠点区域内において公園事業を執行し、又は執行しようとする者及び第2項第3号」とあるのは「当該自然公園の区域内において自然体験活動促進事業を実施し、又は実施しようとする者及び第18条の6第2項第3号」と読み替えるものとする。

(自然体験活動促進計画の認定)

第18条の7 前条第1項に規定する協議会において、公園計画に基づき、規則で定めるところにより、当該協議会の構成員である市町村の区域内の自然

公園の区域について、質の高い自然体験活動の促進に関する計画（以下「自然体験活動促進計画」という。）を作成したときは、当該協議会の構成員である市町村及び当該自然体験活動促進計画に記載された自然体験活動促進事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を申請することができる。

2 自然体験活動促進計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 自然体験活動促進計画の区域（以下この条において「計画区域」という。）

(2) 計画区域における質の高い自然体験活動の促進に関する基本的な方針

(3) 自然体験活動促進計画の目標

(4) 前号の目標を達成するために行う自然体験活動促進事業の内容及び実施主体

(5) 計画期間

(6) その他規則で定める事項

3 知事は、第1項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る自然体験活動促進計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

(1) 公園計画に照らして適切なものであること。

(2) 当該自然体験活動促進計画の実施が計画区域における質の高い自然体験活動の促進に寄与するものであると認められること。

(3) 当該自然公園の保護に支障を及ぼすおそれがないものであること。

(4) 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

4 知事は、当該自然公園の保護又は利用のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、前項の認定に条件を付し、及びこれを変更することができる。

5 知事は、第3項の認定をしたときは、規則で定めるところにより、当該認定に係る自然体験活動促進計画の概要を公表しなければならない。

（認定を受けた自然体験活動促進計画の変更）

第18条の8 前条第3項の認定を受けた自然体験活動促進計画の変更をしようとするときは、第18条の6第1項に規定する協議会において当該変更に係る自然体験活動促進計画を作成し、当該協議会の構成員である市町村及び当該自然体験活動促進計画に記載された自然体験活動促進事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前条第3項の認定（前項の変更の認定を含む。以下同じ。）を受けた者は、前項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その

旨を知事に届け出なければならない。

- 3 前条第3項から第5項までの規定は、第1項の変更の認定について準用する。

(認定の取消し)

第18条の9 知事は、第18条の7第3項の認定を受けた自然体験活動促進計画(変更があつたときは、その変更後のもの。次条第1項において「認定自然体験活動促進計画」という。)が第18条の7第3項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

- 2 知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公表するものとする。

(報告徴収及び立入検査)

第18条の10 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、第18条の7第3項の認定を受けた者に対し、認定自然体験活動促進計画の実施状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、認定自然体験活動促進計画に係る土地若しくは建物内に立ち入り、認定自然体験活動促進計画に係る工作物、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

- 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第3章の4 風景地保護協定及び公園管理団体

(風景地保護協定の締結等)

第18条の11 知事若しくは公共団体又は第18条の17第1項の規定により指定された公園管理団体で第18条の18第1項第1号に掲げる業務のうち風景地保護協定に基づく自然の風景地の管理に関するものを行うものは、自然公園内の自然の風景地の保護のため必要があると認めるときは、当該公園の区域(陸域に限る。)内の土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利(臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。)を有する者(以下「土地の所有者等」と総称する。)と次に掲げる事項を定めた協定(以下「風景地保護協定」という。)を締結して、当該土地の区域内の自然の風景地の管理を行うことができる。

(1)～(5) (略)

2～5 (略)

第18条の12 (略)

第3章の2 風景地保護協定及び公園管理団体

(風景地保護協定の締結等)

第18条の2 知事若しくは公共団体又は第18条の8第1項の規定により指定された公園管理団体で第18条の9第1号に掲げる業務のうち風景地保護協定に基づく自然の風景地の管理に関するものを行うものは、自然公園内の自然の風景地の保護のため必要があると認めるときは、当該公園の区域(陸域に限る。)内の土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利(臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。)を有する者(以下「土地の所有者等」と総称する。)と次に掲げる事項を定めた協定(以下「風景地保護協定」という。)を締結して、当該土地の区域内の自然の風景地の管理を行うことができる。

(1)～(5) (略)

2～5 (略)

第18条の3 (略)

(風景地保護協定の認可)

第18条の13 知事は、第18条の11第5項の規定による風景地保護協定の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当するときは、当該風景地保護協定を認可しなければならない。

- (1) (略)
- (2) 風景地保護協定の内容が、第18条の11第3項各号に掲げる基準に適合するものであること。

第18条の14 (略)

(風景地保護協定の変更)

第18条の15 第18条の11第2項から第5項まで及び前3条の規定は、風景地保護協定において定めた事項の変更について準用する。

(風景地保護協定の効力)

第18条の16 第18条の14 (前条において準用する場合を含む。)の規定による公告のあつた風景地保護協定は、その公告のあつた後において当該風景地保護協定区域内の土地の所有者等となつた者に対しても、その効力があるものとする。

(指定)

第18条の17 知事は、自然公園内の自然の風景地の保護とその適正な利用を図ることを目的とする一般社団法人又は一般財団法人、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項の特定非営利活動法人その他規則で定める法人であつて、次条第1項各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、公園管理団体として指定することができる。

2 知事は、前項の規定による指定をしたときは、当該公園管理団体の名称、住所及び事務所の所在地を告示しなければならない。

3 (略)

4 知事は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を告示しなければならない。

(業務)

第18条の18 公園管理団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1)・(2) (略)

(風景地保護協定の認可)

第18条の4 知事は、第18条の2第5項の規定による風景地保護協定の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当するときは、当該風景地保護協定を認可しなければならない。

- (1) (略)
- (2) 風景地保護協定の内容が、第18条の2第3項各号に掲げる基準に適合するものであること。

第18条の5 (略)

(風景地保護協定の変更)

第18条の6 第18条の2第2項から第5項まで及び前3条の規定は、風景地保護協定において定めた事項の変更について準用する。

(風景地保護協定の効力)

第18条の7 第18条の5 (前条において準用する場合を含む。)の規定による公告のあつた風景地保護協定は、その公告のあつた後において当該風景地保護協定区域内の土地の所有者等となつた者に対しても、その効力があるものとする。

(指定)

第18条の8 知事は、自然公園内の自然の風景地の保護とその適正な利用を図ることを目的とする一般社団法人又は一般財団法人、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項の特定非営利活動法人その他規則で定める法人であつて、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、公園管理団体として指定することができる。

2 知事は、前項の規定による指定をしたときは、当該公園管理団体の名称、住所及び事務所の所在地を県報で告示しなければならない。

3 (略)

4 知事は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を県報で告示しなければならない。

(業務)

第18条の9 公園管理団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1)・(2) (略)
- (3) 自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- (4) 自然公園の保護とその適正な利用の推進に関し必要な助言及び指導を行うこと。
- (5) 自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する調査及び研究を行うこと。

(3) 前2号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 公園管理団体は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

(1) 自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

(2) 自然公園の保護とその適正な利用の推進に関し必要な助言及び指導を行うこと。

(3) 自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する調査及び研究を行うこと。

(4) 前3号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(連携)

第18条の19 公園管理団体は、県及び公共団体との密接な連携の下に前条第1項第1号に掲げる業務を行わなければならない。

第18条の20 (略)

(指定の取消し等)

第18条の21 (略)

2 知事は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を告示しなければならない。

第18条の22 (略)

(実地調査)

第19条 (略)

2・3 (略)

4 第1項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

5 (略)

(損失の補償)

第20条 県は、第12条第3項の許可を得ることができないため、第13条の規定により許可に条件を付されたため、又は第14条第2項の規定による処分を受けたため損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

2 県は、自然公園の指定、公園計画若しくは公園事業の決定又は公園事業の執行に関し、前条第1項の規定による当該職員の行為によつて損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

3・4 (略)

(利用の増進のための情報の提供等)

第20条の2 県は、自然公園の利用の増進に資するため、県内外における自然公園に関する情報の提供及び普及宣伝を行うよう努めるものとする。

(6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(連携)

第18条の10 公園管理団体は、県及び公共団体との密接な連携の下に前条第1号に掲げる業務を行わなければならない。

第18条の11 (略)

(指定の取消し等)

第18条の12 (略)

2 知事は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を県報で告示しなければならない。

第18条の13 (略)

(実地調査)

第19条 (略)

2・3 (略)

4 第1項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

5 (略)

(損失の補償)

第20条 県は、第12条第3項の許可を得ることができないため、第13条の規定により許可に条件を付せられたため、又は第14条第2項の規定による処分を受けたため損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

2 県は、自然公園の指定、公園計画若しくは公園事業の決定又は公園事業の執行に関し、第19条第1項の規定による当該職員の行為によつて損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

3・4 (略)

第23条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 第8条の6第1項又は第15条第1項の規定による命令に違反したとき。

(2) 第12条第3項の規定に違反したとき。

第24条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第8条第3項の認可を受けた者が、同条第6項の規定に違反して、同条第4項各号に掲げる事項を変更したとき。

(2) 第8条第10項の規定により認可に付された条件に違反したとき。

(3) 第13条の規定により許可に付された条件に違反したとき。

第25条 第8条の2、第14条第2項又は第18条の20の規定による命令に違反したときは、当該違反行為をした者は、50万円以下の罰金に処する。

第26条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第8条の12第1項若しくは第2項若しくは第18条の10第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

(2) 第14条第1項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(3) 第14条第5項の規定に違反したとき。

(4) 第16条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(5) 第16条第2項の規定による立入検査又は立入調査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

(6) 自然公園の特別地域又は集団施設地区内において、みだりに第18条第1項第1号に掲げる行為をしたとき。

(7) 自然公園の特別地域又は集団施設地区内において、第18条第2項の規定による当該職員の指示に従わないで、みだりに同条第1項第2号又は第3号に掲げる行為をしたとき。

(8) 第19条第5項の規定に違反して、同条第1項の規定による立入り又は標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げたとき。

第27条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理

第23条 第15条第1項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第24条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第12条第3項の規定に違反した者

(2) 第13条の規定により許可に付せられた条件に違反した者

第25条 第14条第2項又は第18条の11の規定による命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第14条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第14条第5項の規定に違反した者

(3) 第16条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(4) 第16条第2項の規定による立入検査又は立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(5) 自然公園の特別地域又は集団施設地区内において、みだりに第18条第1項第1号に掲げる行為をした者

(6) 自然公園の特別地域又は集団施設地区内において、第18条第2項の規定による当該職員の指示に従わないで、みだりに同条第1項第2号に掲げる行為をした者

(7) 第19条第5項の規定に違反して、同条第1項の規定による立入り又は標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げた者

第27条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理

人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して第23条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して前4条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

第28条 第8条第9項、第8条の4又は第8条の5第2項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者（第8条第3項の認可を受けた者に限る。）は、5万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年7月1日から施行する。ただし、附則第7項中新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成12年新潟県条例第8号）別表第3号の表10の項第1号の改正及び同項第3号の改正（「附則第3項第1号イからホまで」を「附則第2項第1号イからホまで」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にされたこの条例による改正前の新潟県立自然公園条例（以下「旧条例」という。）第8条第3項の規定による承認の申請であって、この条例の施行の際、承認をするかどうかの処分がされていないものについての承認又は不承認の処分については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例第8条第3項の規定によりされている承認（この条例の施行後に前項の規定によりなお従前の例によりされた承認を含む。）は、この条例による改正後の新潟県立自然公園条例（以下「新条例」という。）第8条第3項の規定によりされた認可とみなす。
- 4 新条例第8条第9項の規定は、この条例の施行の日以後に同項に規定する変更をした者について適用する。
- 5 新条例第8条の6の規定は、この条例の施行の日以後に新条例第8条第3項の認可（附則第3項の規定により認可とみなされる承認を除く。）に係る公園事業を廃止した者、当該認可が失効した者及び当該認可を取り消された者について適用する。
- 6 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正）
- 7 新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の号の表示に下線が引かれた別表の細目の号（以下この項において「移動別表細目号」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の号の表示に下線が引かれた別表の細目の号（以下この項において「移動後別表細目号」という。）が存在する場合には当該移動別表細目号を当該移動後別表細目号とし、移動別表細目号に対応する移動後別表細目号が存在しない場合には当該移動別表細目号（以下この項において「削除別表細目号」という。）を削り、移動後別表細目号に対応する移動別表細目号が存在しない場合には当該移動後別表細目号（以下この項において「追加別表細目号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の号の表示及び削除別表細目号を除く。以下この項において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の号の表示及び追加別表細目号を除く。）に改める。

改 正 後		改 正 前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
(1)・(2)（略）		(1)・(2)（略）	
(3) 環境局関係		(3) 環境局関係	
事 務	市町村	事 務	市町村
(略)		(略)	
10 新潟県立自然公園条例（以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域に係るものを除く。）	(略)	10 新潟県立自然公園条例（以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域に係るものを除く。）	(略)
(1) 条例第8条第2項の規定による		(1) 条例第8条第2項の規定による	

公園事業の執行の協議

- (2) 条例第8条第3項の規定による公園事業の執行の認可
- (3) 条例第8条第6項の規定による変更の協議又は認可
- (4) 条例第8条第9項の規定による軽微な変更の届出の受理
- (5) 条例第8条の2の規定による命令
- (6) 条例第8条の3第1項又は第3項の規定による地位の承継の承認
- (7) 条例第8条の3第2項の規定による地位の承継の協議又は承認
- (8) 条例第8条の4の規定による公園事業の休止又は廃止の届出の受理
- (9) 条例第8条の5第2項の規定による認可の失効の届出の受理
- (10) 条例第8条の5第3項の規定による認可の取消し
- (11) 条例第8条の6第1項の規定による命令
- (12) 条例第8条の6第2項の規定による措置の実施及び公告
- (13) 条例第8条の12第1項の規定による報告の徴収及び立入検査
- (14) 条例第12条第3項の規定による行為（自然公園法施行令附則第2項第1号イからホまでに規定する行為以外の行為に限る。）の許可
- (15) (略)
- (16) (略)
- (17) (略)
- (18) (略)
- (19) (略)
- (20) (略)
- (21) (略)
- (22) 条例第15条第1項の規定による命令（第14号及び第19号に掲げる事務に係るものに限る。次号、第24号及び第29号において同じ。）
- (23) (略)
- (24) (略)
- (25) 条例第16条第2項の規定による立入検査及び調査（第14号、第19号、第22号及び第23号に掲げる事務に係るものに限る。）
- (26) (略)
- (27) 条例第19条第1項の規定による実地調査（第1号及び第2号に掲げる事務に係るものに限る。次

公園事業の執行の同意

- (2) 条例第8条第3項の規定による公園事業の執行の承認
- (3) 条例第12条第3項の規定による行為（自然公園法施行令附則第3項第1号イからホまでに規定する行為以外の行為に限る。）の許可
- (4) (略)
- (5) (略)
- (6) (略)
- (7) (略)
- (8) (略)
- (9) (略)
- (10) (略)
- (11) 条例第15条第1項の規定による命令（第3号及び第8号に掲げる事務に係るものに限る。次号、第13号及び第18号において同じ。）
- (12) (略)
- (13) (略)
- (14) 条例第16条第2項の規定による立入検査及び調査（第3号、第8号、第11号及び第12号に掲げる事務に係るものに限る。）
- (15) (略)
- (16) 条例第19条第1項の規定による実地調査（第1号及び第2号に掲げる事務に係るものに限る。次

<p>号及び第30号において同じ。)</p> <p>(28) (略)</p> <p>(29) (略)</p> <p>(30) (略)</p> <p>(31) (略)</p>	<p>号及び第19号において同じ。)</p> <p>(17) (略)</p> <p>(18) (略)</p> <p>(19) (略)</p> <p>(20) (略)</p> <p>(21) <u>前各号に掲げるもののほか、</u> <u>条例の施行に係る事務のうち規則</u> <u>に基づく事務であつて別に規則で</u> <u>定めるもの</u></p>
<p>(4)～(9) (略)</p>	<p>(4)～(9) (略)</p>